

報告第2号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 3年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之



専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年2月17日

みやき町長 末 安 伸 之



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方 略

2 事案の概要

令和 2 年 9 月 7 日午前 9 時 00 分頃、みやき町大字天建寺 1294 番地付近に設置されたカーブミラーが破損し、駐車中の車両に接触し、右前バンパー部分を損傷させたもの。

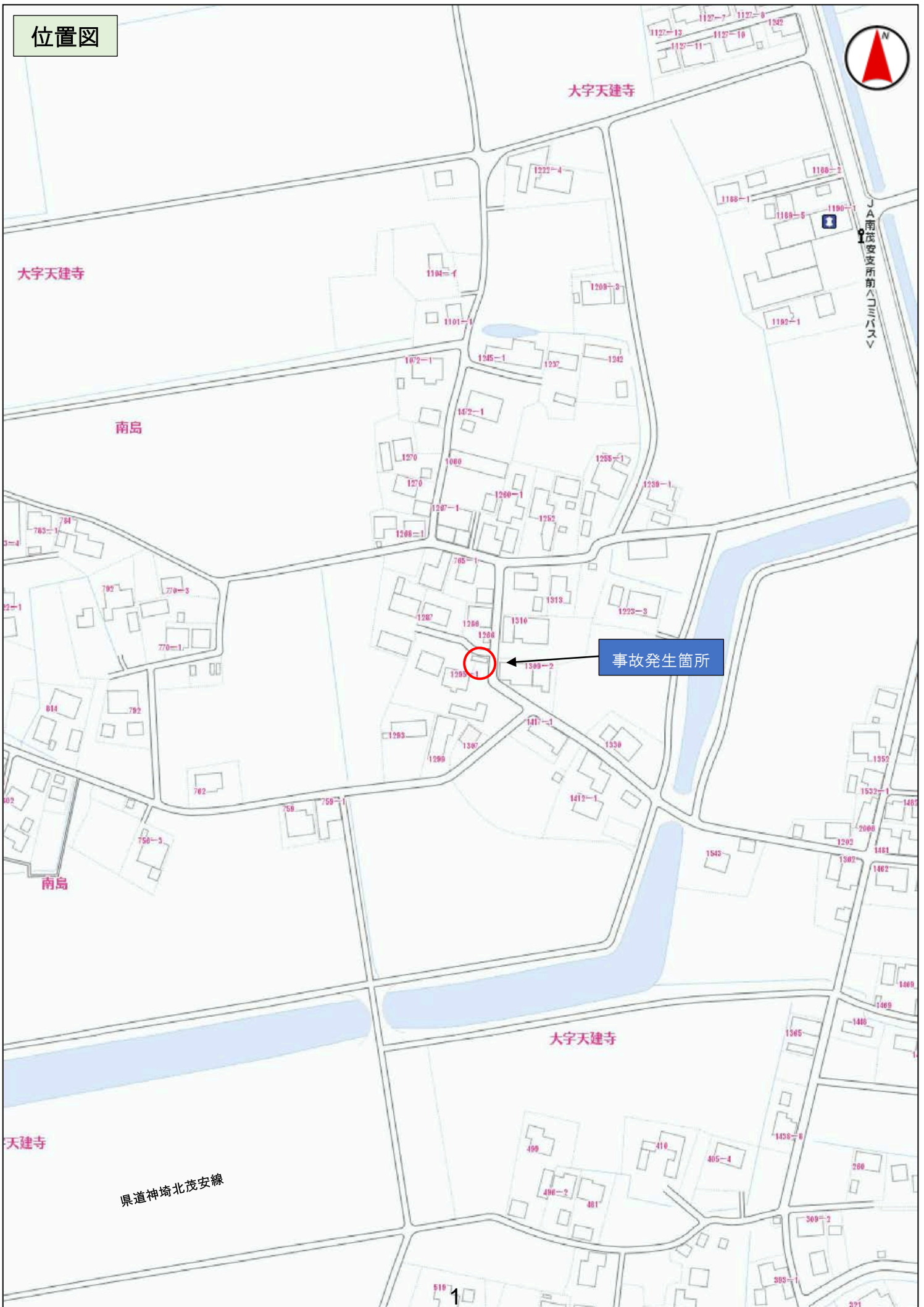
事故発生時、令和 2 年台風 10 号が接近しており、強風によりミラーが外れたことで発生したものである。

本件は、交通安全施設管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 55,715 円を支払う。

位置図



事故発生箇所

県道神埼北茂安線